

5

Governance

ガバナンス

重要課題

- ガバナンスの強化

5 ガバナンス

【コーポレートガバナンス】 111

【コンプライアンス】 124

【リスクマネジメント】 127

基本的な考え方

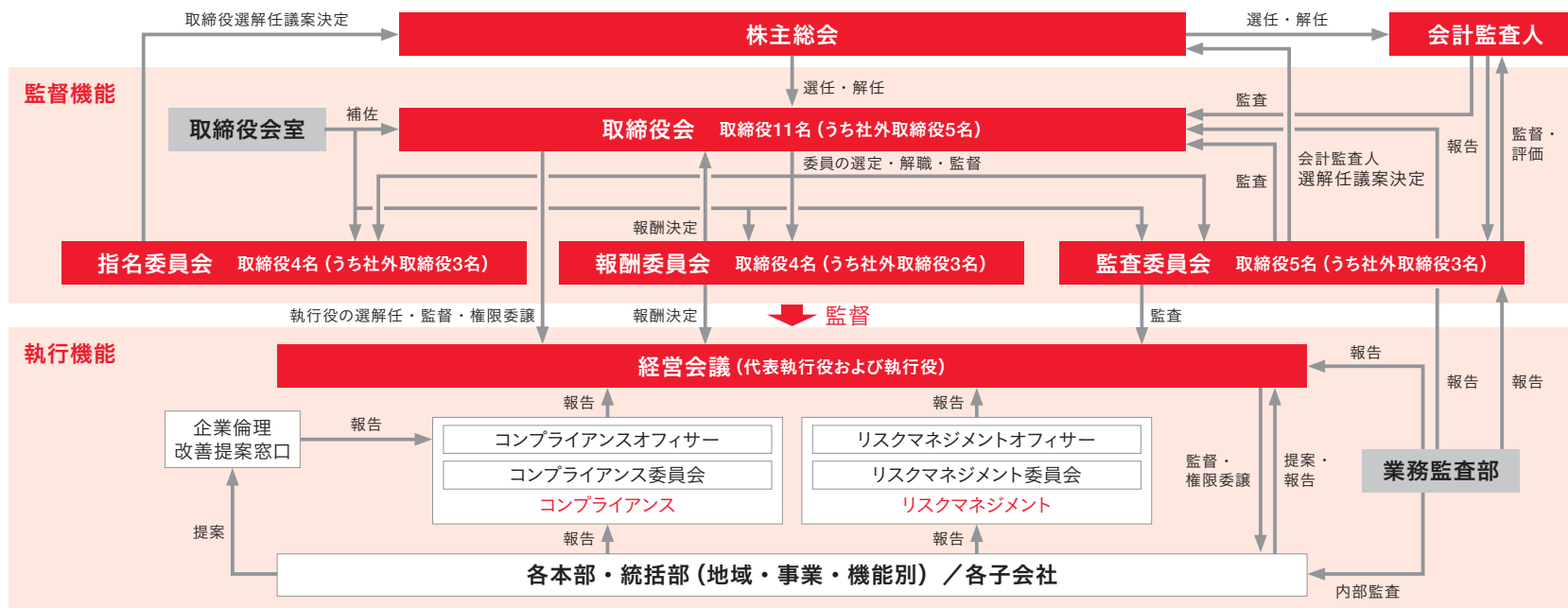
Hondaは、基本理念に立脚し、株主・投資家の皆様をはじめ、お客様、社会からの信頼をより高めるとともに、会社の迅速・果敢かつリスクを勘案した意思決定を促し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることで、「存在を期待される企業」となるために、経営の最重要課題の一つとして、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

Hondaは、経営の監督機能と執行機能を明確に分離し、監督機能の強化と迅速かつ機動的な意思決定を行うため、過半数の社外取締役で構成される「指名委員会」「監査委員会」「報酬委員会」を有し、かつ取締役会から執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲可能な指名委員会等設置会社を採用しています。

株主・投資家の皆様やお客様、社会からの信頼と共感をよりいっそう高めるため、四半期ごとの決算や経営政策の迅速かつ正確な公表など、企業情報の適切な開示を行っており、今後も透明性の確保に努めていきます。なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」および「コーポレートガバナンスに関する報告書」（下記リンク）をご参照ください。

「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」「コーポレートガバナンスに関する報告書」
<https://www.honda.co.jp/investors/policy/governance.html>
 コーポレートガバナンスの概要 → p.150

コーポレートガバナンス体制 (2023年6月21日)





5 ガバナンス

【コーポレートガバナンス】 111

【コンプライアンス】 124

【リスクマネジメント】 127

コーポレートガバナンス

業務執行の決定と監督

Hondaは、指名委員会等設置会社を採用し、定款の規定および取締役会の決議に従い、重要な業務執行の決定権限について、取締役会から執行役へ委任しています。これにより、迅速な意思決定と機動的な業務執行を行うとともに、経営の監督機能と執行機能を明確に分離し、取締役会の機能を業務執行に対する監督に集中させています。

取締役会は、審議基準を定めて経営会議に意思決定の一部を委譲し、さらに経営会議は事業執行会議等に意思決定の一部を委譲しています。

経営会議は、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営の重要事項について審議しています。事業執行会議等は、経営会議から委譲された権限の範囲内で各領域における経営の重要事項を審議しています。

取締役会

取締役会は、5名の社外取締役を含む11名の取締役によって構成されています。

取締役会は、株主からの負託に応えるべく、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の基本方針その他経営上の重要事項の決定を行うとともに、取締役および執行役の職務執行の監督を行います。また、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規則で定めた事項を審議・決定し、それ以外の事項は代表執行役または執行役に委任しています。

2022年度の取締役会における具体的な検討内容

- 中期経営計画およびその進捗状況
- 各四半期 連結決算および業績見通し
- 各四半期 業務執行状況
- 各委員会 職務執行状況
- 内部統制システム 整備・運用状況
- 内部監査結果 等

上記の役割を果たすため、取締役候補者は、性別・国籍等の個人の属性にかかわらず、会社経営や法律、行政、会計、教育等の分野または当社の業務に精通するとともに、人格・見識に優れた人物とし、その指名にあたり指名委員会はジェンダーや国際性、各分野の経験や専門性のバランスを考慮しています。

指名委員会・監査委員会・報酬委員会

当社は、監督機能の強化を図るため、過半数の社外取締役で構成される「指名委員会」「監査委員会」「報酬委員会」を設置しています。

1. 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提案する取締役の選任および解任に関する議案の内容の決定、その他法令または定款に定められた職務を行っています。指名委員会は、社外取締役3名を含む4名の取締役で構成されています。また、委員長は、独立社外取締役のなかから選定しています。

5 ガバナンス

【コーポレートガバナンス】 111

【コンプライアンス】 124

【リスクマネジメント】 127

コーポレートガバナンス

指名委員会委員 (2023年6月21日時点)

國分 文也 (委員長) (社外取締役)

三部 敏宏

酒井 邦彦 (社外取締役)

東 和浩 (社外取締役)

2022年度の指名委員会における具体的な検討内容

- 基本方針・年間活動計画
- リーダーのあり方
- 取締役の後継者計画
- 取締役候補者 等

2. 監査委員会

監査委員会は、株主からの負託に応えるべく、会社の健全で持続的な成長を確保するため、取締役および執行役の職務執行の監査その他法令または定款に定められた職務を行っています。監査委員会は、社外取締役3名を含む5名の取締役で構成されています。また、委員長は、独立社外取締役のなかから選定しています。なお、当社は、監査の実効性を確保するため、取締役会の決議により常勤の監査委員を選定しています。

監査委員会委員 (2023年6月21日時点)

小川 陽一郎 (委員長) (社外取締役)

鈴木 麻子 (常勤監査委員)

鈴木 雅文 (常勤監査委員)

酒井 邦彦 (社外取締役)

永田 亮子 (社外取締役)

取締役 小川陽一郎氏は公認会計士として豊かな知識と経験を有しており、また、取締役 鈴木雅文氏は、当社および当社の子会社における財務・経理部門において十分な業務経験を有しており、両氏は会社法施行規則第121条第9号において規定される「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているもの」に該当します。また、当社の監査委員会は、小川陽一郎氏および鈴木雅文氏の両氏を、米国企業改革法第407条に基づく米国証券取引委員会規則において規定される「監査委員会における財務専門家」に認定しています。なお、現在の監査委員5名全員は、米国証券取引委員会規則において規定される独立性を確保しています。

2022年度の監査委員会における具体的な検討内容

- 基本方針・年間活動計画
- 各四半期 監査実施状況
- 各四半期 会計監査人 連結財務諸表レビュー
- 内部監査実施状況 等

5 ガバナンス

【コーポレートガバナンス】 111

【コンプライアンス】 124

【リスクマネジメント】 127

コーポレートガバナンス

監査委員は、監査委員会が定めた監査委員会監査基準、監査の方針、業務の分担などに従い、オンライン会議システム等のリモート手段も活用しながら、以下の主な活動を通じて取締役および執行役の職務執行の監査を行います。

監査委員会の主な活動

取り組み	内容
業務執行責任者との対話	執行役との経営環境や事業環境に関する意見交換の実施(2022年度 75回開催(うち15回 社外取締役参加))
重要会議への出席	経営会議等への出席および必要に応じた意見表明により、取締役・執行役の職務執行状況の監視・検証を実施(常勤)
往査の実施	年間の監査計画に基づき往査を実施。国内子会社の一部や海外グループ会社の往査においては、オンライン会議システムを用いたリモート監査を実施(2022年度) 当社 本部・事業所 19カ所(うち1カ所社外取締役参加) 国内グループ会社 19社(うち5社社外取締役参加) 海外グループ会社 25拠点(うち6拠点社外取締役参加)
会計監査人・内部監査部門との連携	会計監査の計画や結果等について意見交換等を実施(2022年度 会計監査人との会合 8回実施)。また、内部監査部門の「業務監査部」とも連携を図りながら監査を実施
グループ・ガバナンス体制の強化	国内グループ会社の監査役等と情報共有や意見交換、社外取締役からの講演の機会を持ち、グループ・ガバナンス体制を維持・強化

Hondaでは、監査委員会への報告を適時・的確に実施するため、「監査委員会報告基準」を整備しています。この基準に基づき、監査委員会に対して、当社や子会社などの事業の状況、内部統制システムの整備および運用の状況などを定期的に報告するほか、会社に重大な影響を及ぼす事項がある場合には、これを報告することとしています。

Hondaでは、取締役会および指名・監査・報酬の各委員会の職務を補助する専任の組織として「取締役会室」を設置しています。

取締役会室に所属する従業員は、取締役会および各委員会の指揮命令下で職務を遂行しています。またその人事評価および人事異動等については、監査委員会の同意を必要としており、執行役からの独立性および監査委員会からの指示の実効性を確保しています。

なお、社長直轄の内部監査部門として設置された「業務監査部」が、当社各部門の内部監査を行うほか、主要な子会社に設置された内部監査部門を監視・指導するとともに、適宜子会社の直接監査を実施しています。

業務監査部は、監査委員会に対し、監査方針、監査計画および監査結果について定期的に報告を行うほか、監査結果について監査委員会からの求めがある場合には、必要に応じ、追加の報告を行っています。また、監査委員会と業務監査部は、単独または連携して、監査を実施しています。

5 ガバナンス

【コーポレートガバナンス】 111

【コンプライアンス】 124

【リスクマネジメント】 127

コーポレートガバナンス

3. 報酬委員会

報酬委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定、その他法令または定款に定められた職務を行っています。報酬委員会は、社外取締役3名を含む4名の取締役で構成されています。また、委員長は、独立社外取締役のなかから選定しています。

報酬委員会委員 (2023年6月21日時点)

東 和浩 (委員長) (社外取締役)

青山 真二

國分 文也 (社外取締役)

小川 陽一郎 (社外取締役)

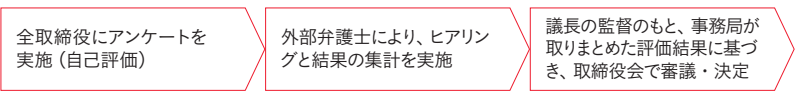
2022年度の報酬委員会における具体的な検討内容

- 基本方針・年間活動計画
- 役員実績評価
- LTI (Long Term Incentive) および株式交付規程 等

取締役会の実効性評価

当社は取締役会の機能の現状を確認し、さらなる「取締役会の実効性の向上」と「株主・ステークホルダーの理解促進」につなげることを目的に、毎年度、取締役会全体の実効性の評価を実施しています。

評価のプロセス



評価結果

	前年度の課題	2022年度の主な取り組み	2022年度の評価	今後の課題/取り組み方針
構成	さらなる機能強化に向けた取締役会の構成の継続検討	指名委員会において、スキルマトリックスの策定・開示・改定可否を議論	現在の取締役会の構成は適正	今後の取締役の専門性や多様性のあり方に関する議論の深化
情報提供	社外取締役に対するよりタイムリーな情報共有や事業所視察の機会のさらなる充実	・社外取締役に対する情報共有事項の追加 ・社外取締役による事業所やイベントの視察機会の充実	・情報提供は充実している ・社外取締役による事業所やイベントの視察機会が充実。事業への理解が深まったこと、企業文化を体感できたことが有意義であった	より重点志向での、情報提供・視察機会の充実
審議項目	中期経営計画の進捗状況や次期計画の方向性について情報共有・意見交換する機会のさらなる充実	・次期経営計画の方向性について情報共有・議論する機会を設定 ・経営上の関心事項に対する意見交換会を開催	・審議項目は重要事項に絞り込まれている ・情報共有/意見交換機会は有効	情報共有/意見交換機会の効果的設定による、取締役会間の議論のさらなる充実
当口審議	取締役会における議論のさらなる活性化	事前説明会での質疑を踏まえ、当日の提案内容や説明内容のアップデートを適宜実施	・議論は活発になされている ・各取締役は示唆に富む意見・質問を行っている	取締役会における議論のさらなる活性化(継続)
委員会	委員会と取締役会の連携の維持・強化	委員会開催直後の取締役会で各委員会の審議状況を報告	各委員会の審議状況が取締役会へ適切に報告されている	委員会と取締役会の連携の維持・強化(継続)

評価結果まとめ

実効性評価の結果、審議項目・開催頻度の適切な設定、事業所視察を含む社外取締役への情報提供や意見交換機会の充実、三委員会の適切な運営などにより、取締役会の実効性が適切に確保されていることを確認しました。

今後は、取締役会内外の議論をより活性化させるとともに、取締役会と三委員会の連携をいっそう強化することにより、モニタリング型取締役会としての実効性をさらに高めていきます。

5 ガバナンス

【コーポレートガバナンス】	111
【コンプライアンス】	124
【リスクマネジメント】	127

コーポレートガバナンス

社外取締役

Hondaでは、豊富な経験と高い見識を有し、社外の独立した立場に基づき、客観的かつ高度な視点から、広い視野に立って、当社の経営全般を監督いただける方を社外取締役に選任しています。社外取締役は2名以上とし、かつ取締役会の3分の1以上は、当社の「独立性判断基準」を満たす独立社外取締役に構成することとしています。なお、現在の社外取締役5名全員は、当社の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、いずれも当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えています。これを踏まえ、当社は、この5名全員を東京証券取引所の規程に定める独立役員として、同取引所に届け出しています。

なお、当社の「社外取締役の独立性判断基準」については、「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」（下記リンク）別紙1をご参照ください。また、社外取締役は、当社以外の上場会社の役員を兼務する場合、当社の職務に必要な時間を確保するため、当社のほかに4社までに限るものとしています。

「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」

<https://www.honda.co.jp/investors/policy/governance.html>

社外取締役のサポート体制

Hondaでは、社外取締役に対して、取締役会室が中心となり、社外取締役の機能発揮のため、以下のようなサポートを行っています。

1. 就任時オリエンテーション

新任社外取締役候補者に対し、業界動向、社史、事業、財務、組織および内部統制システム等に関する研修を実施しています。

2. 事前説明会や情報共有会の実施

社外取締役に取締役会へ上程される各議題の内容や背景、中長期の経営計画における位置づけ等の前提情報を十分に理解していただき、取締役会において本質的な審議が行われるようにするため、各取締役会の開催前に事前説明会を実施しています。また、全社的なリスクマネジメントの状況や中期経営計画の進捗状況など重要事項について情報共有し、取締役間で議論する機会を適宜設けています。

3. 経営上の関心事項に対する意見交換会

社外取締役に、当社グループの長期的な課題や進むべき方向に関する認識を共有し、経営上の取り組みに対して理解をより深めていただくとともに、社外取締役の知見を今後の経営方針の議論に活かすため、取締役間の関心事項について、意見交換を実施しました。

4. 執行役との対話／社外取締役間の対話

取締役間のコミュニケーション充実を図るため、社外取締役と執行役や社内取締役との対話、また、社外取締役間の対話の場を適宜設けています。

5. 事業所の視察

当社事業への理解促進のため、工場等の事業所への視察を適宜実施しています。



埼玉製作所完成車工場の視察

5 ガバナンス

【コーポレートガバナンス】 111

【コンプライアンス】 124

【リスクマネジメント】 127

コーポレートガバナンス

業務の執行（組織運営）

Hondaは、地域や現場での業務執行を強化し、迅速かつ適切な経営判断を行うため、地域・事業・機能別の各本部や主要な組織に、代表執行役からの権限委譲を受け、担当分野の業務を執行する責任者として、執行役その他業務執行責任者を配置しています。

役員への研修

Hondaは、将来の取締役候補者である執行役員に対し、会社法やコーポレートガバナンス等に関する研修を実施しており、就任後も必要に応じ継続的に知識を更新するための研修を実施しています。新たに社外取締役を迎える際には、業界動向、社史、事業、財務、組織および内部統制システム等に関する研修を実施するとともに、就任後は事業内容をより深く理解いただくため、各地域の事業所視察等の機会を提供しています。

税務基本方針

Honda税務基本方針は、本田技研工業株式会社およびその連結子会社における税に対する基本的な姿勢および考え方を定め、事業活動を行う各国・地域の税務関連法令等を遵守するとともに、その趣旨に従い、適正な納税を行うことにより、社会への貢献と企業価値の維持および向上を図ることを目的とします。

Hondaは、各国・地域の税制度や国際課税ルール等の変更が頻繁に行われる環境のなか、事業が安定して適切に行われるよう、Honda税務基本方針に基づき、正確で質の高い税務業務の実行および事業にともなう税務リスクへ対応します。なお詳細については、Honda税務基本方針（下記リンク）をご参照ください。

Honda税務基本方針 → p.152

5 ガバナンス

【コーポレートガバナンス】	111
【コンプライアンス】	124
【リスクマネジメント】	127

役員報酬

当社は、コーポレートガバナンスの要諦である役員報酬を当社の基本理念、経営方針およびめざす姿の実現に向けた重要な原動力と捉えています。取り巻く環境が大きく変化する中で、全社ビジョンの達成に向け、スピード感を持って変革を推し進めていくための適切なリスクテイクを促し、かつ経営責任を的確に反映する制度内容とするため、以下の決定方針を報酬委員会にて定めています。

当社の役員報酬制度は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計され、職務執行の対価として毎月固定額を支給する月度報酬と、当該事業年度の業績に連動したSTI (Short Term Incentive) および中長期の業績と連動したLTI (Long Term Incentive) によって構成されています。

月度報酬は、報酬委員会で決議された報酬基準に基づいて毎月固定額を支給しています。

STIは、各事業年度の業績を勘案して、報酬委員会の決議によって決定し、支給しています。

LTIは、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、報酬委員会で決議された基準および手続きに基づいて中長期の業績と連動して自社株式および金銭を支給しています。

執行役を兼務する取締役および執行役の報酬は、月度報酬、STIおよびLTIによって構成され、報酬委員会によって決議された報酬基準に基づいて構成比率を定めています。構成比率は、役位ごとの経営責任の重さに応じて変動報酬の比率を高めています。

社外取締役その他執行役を兼務しない取締役の報酬は、月度報酬のみで構成されています。

LTIの対象とならない取締役および執行役においても、自社株式の保有を通じて株主目線に立った経営を実現し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促進するため、報酬のうち一定程度を役員持株会に拠出し、自社株式を取得することとしています。

取締役および執行役は、LTIとして取得した自社株式および役員持株会を通じて取得した自社株式を、在任期間に加えて退任後1年間は継続して保有することとしています。

なお、当社の役員報酬の決定方針については、「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」(下記リンク) 第13条をご参照ください。

「Hondaコーポレートガバナンス基本方針」

<https://www.honda.co.jp/investors/policy/governance.html>

取締役の報酬等の額 → p.151

最高給与受給者(代表執行役社長 最高経営責任者)の年間報酬等の総額(日本) → p.151

最高給与受給者(代表執行役社長 最高経営責任者)の年間報酬総額等の増加率(日本) → p.151

監査報酬

当社は、有限責任あずさ監査法人による会社法、金融商品取引法および米国証券取引法に基づく会計監査を受けています。有限責任あずさ監査法人においては、会計監査業務を執行した公認会計士3名(知野雅彦、神塚勲および鎌田健志)とその補助者77名(公認会計士24名、その他53名)の計80名が監査業務に従事しました。

当社の監査公認会計士などに対する監査報酬の決定にあたっては、会計監査人と協議のうえ、当社の規模・特性、監査日程などの諸要素を勘案しています。また、当社は、会計監査人の独立性を保つため、監査報酬については、監査委員会による事前同意を得ることとしています。

5 ガバナンス

【コーポレートガバナンス】

..... 111

【コンプライアンス】 124

【リスクマネジメント】 127

取締役 (2023年6月21日現在)



取締役会長

倉石 誠司

■ 取締役会議長

【選任理由】

倉石誠司氏は、豊富な海外経験とサプライチェーン・マネジメントや営業領域を中心に幅広い経験を有し、海外を含めた当社グループの業務に精通しております。2022年度は、取締役会議長として取締役会の運営を行い、グローバル視点で業務執行を監督するなど、その職責を十分に果たしております。

1982年	4月	当社入社	2017年	4月	同 最高執行責任者
2010年	6月	同 取締役	2017年	4月	同 戦略・事業・地域担当
2011年	4月	同 取締役 執行役員	2017年	6月	同 代表取締役社長
2011年	6月	同 執行役員(取締役を退任)	2019年	4月	同 戦略・事業・地域担当取締役
2013年	11月	本田技研科技(中国)有限公司総経理	2019年	4月	同 四輪事業本部長
2014年	4月	当社常務執行役員	2021年	6月	同 取締役 代表執行役副社長
2016年	4月	同 専務執行役員	2021年	6月	同 報酬委員
2016年	6月	同 代表取締役 副社長執行役員	2022年	4月	同 取締役会長(現在)
2016年	6月	同 リスクマネジメントオフィサー	2022年	4月	同 取締役会議長(現在)
2016年	6月	同 コーポレートブランドオフィサー			



取締役 代表執行役社長

三部 敏宏

■ 指名委員

■ 最高経営責任者

【選任理由】

三部敏宏氏は、研究開発・生産領域を中心に幅広い経験を有し、海外を含めた当社グループの業務に精通しております。2022年度は、取締役 代表執行役社長、最高経営責任者として力強いリーダーシップを発揮し、当社グループ全体の経営に対する責任を負うとともに、業務執行を監督し、その職責を十分に果たしております。

1987年	4月	当社入社	2019年	4月	当社知的財産・標準化担当
2014年	4月	同 執行役員	2020年	4月	同 専務執行役員
2014年	4月	同 四輪事業本部パワートレイン事業統括	2020年	4月	同 ものづくり担当(研究開発、生産、購買、品質、パーツ、サービス、知的財産、標準化、IT)
2014年	4月	同 四輪事業本部生産統括部	2020年	4月	同 リスクマネジメントオフィサー
		パワートレイン生産企画統括部長	2020年	6月	同 専務取締役
2015年	4月	同 四輪事業本部パワートレイン・駆動系事業統括	2020年	6月	同 ものづくり担当取締役(研究開発、生産、購買、品質、パーツ、サービス、知的財産、標準化、IT)
2015年	4月	同 四輪事業本部生産統括部 駆動系統括部長	2021年	4月	同 代表取締役社長
2016年	4月	(株)本田技術研究所取締役 専務執行役員	2021年	4月	同 最高経営責任者(現在)
2018年	4月	当社常務執行役員	2021年	6月	同 取締役 代表執行役社長(現在)
2018年	4月	(株)本田技術研究所取締役副社長	2021年	6月	同 指名委員(現在)
2019年	4月	同 代表取締役社長			



取締役 代表執行役副社長

青山 真二

■ 報酬委員

■ 最高執行責任者

■ リスクマネジメントオフィサー

■ 渉外担当

【選任理由】

青山真二氏は、豊富な海外経験と二輪事業の営業領域を中心に幅広い経験を有し、海外を含めた当社グループの業務に精通しております。2022年度は、四輪事業本部長および事業開発本部長として力強いリーダーシップを発揮し、グローバル視点で事業に貢献するとともに、業務執行を監督し、その職責を十分に果たしております。

1986年	4月	当社入社	2019年	4月	当社北米地域本部長
2012年	4月	同 執行役員	2019年	4月	ホンダノースアメリカ・インコーポレーテッド 取締役社長 最高経営責任者
2013年	4月	同 二輪事業本部長	2019年	4月	アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド 取締役社長 最高経営責任者
2013年	6月	同 取締役 執行役員			
2017年	4月	同 アジア・大洋州本部長	2021年	7月	当社電動化担当
2017年	4月	アジアホンダモーターカンパニー・リミテッド 取締役社長	2021年	10月	同 執行役常務
2017年	6月	当社執行役員(取締役を退任)	2021年	4月	同 執行役専務
2018年	4月	同 常務執行役員	2022年	4月	同 事業開発本部長
2018年	4月	同 北米地域本部副本部長	2022年	4月	同 コーポレートブランドオフィサー
2018年	4月	ホンダノースアメリカ・インコーポレーテッド 取締役上級副社長 最高執行責任者	2022年	6月	同 四輪事業本部長
2018年	4月	アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド 取締役上級副社長 最高執行責任者	2022年	6月	同 取締役 執行役専務
2018年	11月	ホンダノースアメリカ・インコーポレーテッド 取締役社長 最高執行責任者	2023年	4月	同 取締役 代表執行役副社長(現在)
2018年	11月	アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド 取締役社長 最高執行責任者	2023年	4月	同 最高執行責任者(現在)
			2023年	4月	同 報酬委員(現在)
			2023年	4月	同 リスクマネジメントオフィサー(現在)
			2023年	4月	同 渉外担当(現在)



5 ガバナンス

取締役 (2023年6月21日現在)

【コーポレートガバナンス】 111

【コンプライアンス】 124

【リスクマネジメント】 127



取締役 執行役専務

貝原 典也

- 北米地域本部長
- アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド取締役社長 最高経営責任者

【選任理由】

貝原典也氏は、豊富な海外経験とサービス・品質・購買領域を中心に幅広い経験を有し、海外を含めた当社グループの業務に精通しております。2022年度は、北米地域の責任者としてお客様の喜び拡大に向けて力強いリーダーシップを発揮するとともに、グローバル視点で事業に貢献し、十分な実績をあげています。

1984年	4月	当社入社	2021年	4月	同 リスクマネジメントオフィサー
2013年	4月	同 執行役員	2021年	6月	同 執行役専務
2013年	4月	同 品質担当	2021年	10月	同 常務執行役員
2013年	6月	同 取締役 執行役員	2021年	10月	同 北米地域本部長 (現在)
2014年	4月	同 カスタマーサービス本部長	2021年	10月	アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド取締役社長最高経営責任者 (現在)
2014年	4月	同 四輪事業本部 サービス統括部長			
2016年	4月	同 カスタマーファースト本部長	2023年	4月	当社執行役専務
2017年	6月	同 執行役員 (取締役を退任)	2023年	6月	同 取締役 執行役専務 (現在)
2018年	4月	同 常務執行役員			
2018年	4月	同 購買本部長			
2020年	4月	同 四輪事業本部 事業統括部長			
2021年	4月	同 カスタマーファースト本部長			



取締役

鈴木 麻子

- 常勤監査委員

【選任理由】

鈴木麻子氏は、豊富な海外経験と営業、経理・財務、人事・コーポレートガバナンス領域を中心に幅広い経験を有し、海外を含めた当社グループの業務に精通しております。2022年度は、取締役および監査委員会の委員として取締役および執行役の職務執行を監査・監督し、その職責を十分に果たしております。

1987年	4月	当社入社
2014年	4月	東風本田汽車有限公司総経理
2016年	4月	当社執行役員
2018年	4月	同 日本本部副本部長
2019年	4月	同 人事・コーポレートガバナンス 本部長
2020年	4月	同 執行職
2021年	6月	同 取締役 (現在)
2021年	6月	同 常勤監査委員 (現在)



取締役

鈴木 雅文

- 常勤監査委員

【選任理由】

鈴木雅文氏は、当社の事業管理本部 経理部長を務めるなど、経理・財務領域に関する高い専門性と豊富な経験を有し、海外を含めた当社グループの業務に精通しております。2022年度は、取締役および監査委員会の委員として取締役および執行役の職務執行を監査・監督し、その職責を十分に果たしております。

1987年	4月	当社入社
2012年	4月	同 欧州地域・CIS中近東アフリカ本部 地域事業企画室長
2013年	4月	同 事業管理本部経理部長
2017年	6月	同 取締役 (常勤監査等委員)
2021年	6月	同 取締役 (現在)
2021年	6月	同 常勤監査委員 (現在)



取締役

酒井 邦彦

- 指名委員
- 監査委員

【選任理由】

酒井邦彦氏は、検察官、弁護士としての職務経験を有し、2014年7月から2017年3月まで高等検察庁検事長を務めるなど、法律の専門家としての高い専門性と豊富な経験を有しております。2019年6月からは監査等委員である社外取締役として、2021年6月からは社外取締役ならびに指名委員会および監査委員会の委員として独立した立場から当社の経営全般について監査・監督いただき、その職責を十分に果たしております。

1979年	4月	東京地方検察庁検事
2012年	6月	法務総合研究所長
2014年	7月	高松高等検察庁検事長
2016年	9月	広島高等検察庁検事長 (2017年3月退官)
2017年	4月	第一東京弁護士会登録
2017年	4月	TMI総合法律事務所顧問弁護士 (現在)
2018年	6月	古河電気工業(株)社外監査役 (現在)
2019年	6月	当社社外取締役 (監査等委員)
2021年	6月	同 社外取締役 (現在)
2021年	6月	同 指名委員 (現在)
2021年	6月	同 監査委員 (現在)

5 ガバナンス

取締役 (2023年6月21日現在)

【コーポレートガバナンス】 111

【コンプライアンス】 124

【リスクマネジメント】 127



取締役

國分 文也

- 指名委員 (委員長)
- 報酬委員

【選任理由】

國分文也氏は、2013年4月から丸紅(株)の社長・会長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。2020年6月からは社外取締役として、2021年6月からは社外取締役、指名委員会の委員長および報酬委員会の委員として独立した立場から当社の経営全般について監督いただき、その職責を十分に果たしております。

1975年	4月	丸紅(株)入社
2013年	4月	同 代表取締役社長
2019年	4月	同 取締役会長(現在)
2019年	6月	大成建設(株)社外取締役(現在)
2020年	6月	当社社外取締役(現在)
2021年	6月	同 指名委員(委員長)(現在)
2021年	6月	同 報酬委員(現在)
2022年	5月	日本機械輸出組合理事長(現在)
2022年	5月	一般社団法人日本貿易会会長(現在)



取締役

小川 陽一郎

- 監査委員 (委員長)
- 報酬委員

【選任理由】

小川陽一郎氏は、長年にわたる公認会計士としての職務経験を有し、2015年7月から2018年5月までデロイト トーマツ グループのCEOを務めるなど、会計の専門家としての高い専門性と豊富な経験を有しております。2021年6月からは社外取締役、監査委員会の委員長および報酬委員会の委員として独立した立場から当社の経営全般について監査・監督いただき、その職責を十分に果たしております。

1980年	10月	等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社	2020年	6月	(株)リクルートホールディングス社外監査役(現在)
1984年	3月	公認会計士登録	2021年	6月	当社社外取締役(現在)
2013年	10月	有限責任監査法人トーマツ Deputy CEO	2021年	6月	同 監査委員(委員長)(現在)
2013年	10月	トーマツグループ(現デロイト トーマツグループ)Deputy CEO	2021年	6月	同 報酬委員(現在)
2015年	6月	デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国)アジア太平洋地域 代表(2018年5月退任)			
2015年	7月	デロイト トーマツ グループ CEO			
2018年	6月	同 シニアアドバイザー(2018年10月退任)			
2018年	11月	小川陽一郎公認会計士事務所長(現在)			



取締役

東 和浩

- 指名委員
- 報酬委員 (委員長)

【選任理由】

東和浩氏は、2013年4月から2022年6月まで(株)リソナホールディングスの社長・会長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。2021年6月からは社外取締役、報酬委員会の委員長および指名委員会の委員として独立した立場から当社の経営全般について監督いただき、その職責を十分に果たしております。

1982年	4月	リソナグループ入社	2018年	4月	(株)リソナ銀行取締役会長
2011年	4月	(株)リソナホールディングス取締役	2018年	4月	同 代表取締役社長
2011年	4月	同 代表執行役副社長	2018年	4月	同 執行役員
2011年	4月	(株)リソナ銀行執行役員	2020年	4月	(株)リソナホールディングス取締役会長(2022年6月退任)
2012年	4月	同 代表取締役副社長	2020年	4月	(株)リソナ銀行取締役会長(2022年6月退任)
2012年	4月	同 執行役員	2020年	6月	SOMPOホールディングス(株)社外取締役(現在)
2013年	4月	(株)リソナホールディングス取締役	2021年	6月	当社社外取締役(現在)
2013年	4月	同 代表執行役社長	2021年	6月	同 指名委員(現在)
2013年	4月	(株)リソナ銀行代表取締役社長	2021年	6月	同 報酬委員(委員長)(現在)
2013年	4月	同 執行役員	2022年	6月	(株)リソナホールディングス シニアアドバイザー(現在)
2013年	6月	一般社団法人大阪銀行協会会長(2014年6月退任)	2022年	6月	(株)リソナ銀行 シニアアドバイザー(現在)
2017年	4月	(株)リソナ銀行取締役会長			
2017年	4月	同 代表取締役社長			
2017年	6月	一般社団法人大阪銀行協会会長(2018年6月退任)			



取締役

永田 亮子

- 監査委員

【選任理由】

永田亮子氏は、2008年6月から2023年3月まで日本たばこ産業(株)の執行役員・監査役を務めるなど、企業経営および監査に関する豊富な経験と高い見識を有しております。2021年6月からは社外取締役および監査委員会の委員として独立した立場から当社の経営全般について監査・監督いただき、その職責を十分に果たしております。

1987年	4月	日本たばこ産業(株)入社
2008年	6月	同 執行役員
2018年	3月	同 常勤監査役(2023年3月退任)
2021年	6月	当社社外取締役(現在)
2021年	6月	同 監査委員(現在)
2023年	3月	(株)メドレー社外監査役(現在)

5 ガバナンス

【コーポレートガバナンス】 111

【コンプライアンス】 124

【リスクマネジメント】 127

スキルマトリックス

氏名	役職等	委員会 <small>※赤字は委員長</small>	企業経営	国際性	業界経験	新事業 戦略	人事	経理・財務	法務・ リスク マネジメント	ESG・ サステナ ビリティ
倉石 誠司	取締役会長	—	✓	✓	✓		✓		✓	✓
三部 敏宏	取締役 代表執行役社長	指	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓
青山 真二	取締役 代表執行役副社長	報	✓	✓	✓	✓	✓		✓	✓
貝原 典也	取締役 執行役専務	—		✓	✓				✓	✓
鈴木 麻子	取締役 (社内)	監		✓	✓		✓	✓	✓	
鈴木 雅文	取締役 (社内)	監		✓	✓			✓		
酒井 邦彦	取締役 (社外)	指・監		✓					✓	
國分 文也	取締役 (社外)	指・報	✓	✓		✓	✓			
小川 陽一郎	取締役 (社外)	監・報	✓	✓			✓	✓		
東 和浩	取締役 (社外)	指・報	✓			✓	✓	✓	✓	
永田 亮子	取締役 (社外)	監				✓	✓			✓



5 ガバナンス

執行役 (2023年4月1日現在)

【コーポレートガバナンス】 111

【コンプライアンス】 124

【リスクマネジメント】 127



執行役専務
井上 勝史
■ 電動事業開発本部長



執行役常務
松川 貢
■ ホンダ・ディベロップメント・アンド・
マニュファクチャリング・オブ・アメ
リカ取締役社長



執行役常務
安部 典明
■ 二輪・パワープロダクツ事業本部長
■ 安全運転普及本部長
■ コンプライアンスオフィサー



執行役常務
大津 啓司
■ 株式会社本田技術研究所
代表取締役社長



執行役常務
五十嵐 雅行
■ 中国本部長
■ 本田技研工業（中国）投資有限公司
総経理
■ 本田技研科技（中国）有限公司 総経理



執行役常務
大江 健介
■ 四輪事業本部 生産統括部長



執行役常務
小林 太郎
■ 四輪事業本部長
■ 統合地域本部長



執行役常務
小澤 学
■ コーポレート戦略本部長



執行役常務
伊藤 裕直
■ 電動事業開発本部 BEV 開発セン
ター所長
■ 四輪事業本部 四輪開発センター所長
■ 株式会社本田技術研究所 取締役



執行役
藤村 英司
■ 最高財務責任者
■ コーポレート管理本部長

5 ガバナンス

【コーポレートガバナンス】 111

【コンプライアンス】 124

【リスクマネジメント】 127

Honda 行動規範

お客様や社会からの信頼を得て持続的に成長していくためには、法令を遵守することはもちろん、誠実で倫理的な行動を実践していく必要があります。

こうした認識のもと、Hondaは、世界中のHondaで働く人々が実践すべき誠実な行動をまとめた「Honda 行動規範」を制定し、国内外の子会社を含むグループ全体で共有しています。

「Honda 行動規範」を従業員一人ひとりに浸透させていくことを目的に、リーフレットの配布やポスターの掲示、社内報の発行、啓発動画の配信、イントラネット上で事例解説等の紹介を行うとともに、研修を実施するなどの周知活動を行っています。これら周知活動の状況については、定期的に当社の各部門および子会社において確認のうえコンプライアンス委員会に報告されます。

Honda 行動規範 <https://www.honda.co.jp/codeofconduct/>



Honda 行動規範



社内報

コンプライアンス委員会

Hondaは、グループのコンプライアンス向上を目的に、取締役会が委嘱したコンプライアンスオフィサーを委員長とし、コンプライアンスオフィサーならびに経営会議により指名された執行役その他業務執行責任者で構成する「コンプライアンス委員会」を設置しています。同委員会は、コンプライアンス方針の策定・変更を含む内部統制システム上の重要施策の決定、内部統制システムの整備・運用状況の確認、「企業倫理改善提案窓口」の適切な運営の監督およびコンプライアンスに関する重要案件が発生した場合の再発防止策の決定などを行っています。なお、コンプライアンスに関する多くに重要度の高い案件が発生した場合には、その内容に応じて経営会議または取締役会での審議または報告が行われることとなっています。

コンプライアンス委員会は2022年度に5回（定期委員会4回、臨時委員会1回）開催され、内部統制システムの整備・運用状況、企業倫理改善提案窓口の運用状況などが報告されました。なお、2022年度において、重大な法令違反の発生はありませんでした。

5 ガバナンス

【コーポレートガバナンス】	111
【コンプライアンス】	124
【リスクマネジメント】	127

企業倫理改善提案窓口

Hondaは、企業倫理問題の改善を図る仕組みとして「企業倫理改善提案窓口」を設けています。本窓口では、職場で法令違反や社内規則などに反する行為が生じた場合、何らかの理由で上司に相談がしづらいなど職場内での改善や解決が難しいものについて、公平かつ中立な立場で提案（相談などを含む）を受け付けています。

さらに、明確な法令違反や社内規則違反があった場合のほか、疑わしい行為があった場合の相談および社内規則の内容に関する問い合わせなども受け付けており、事実関係の確認を行っています。提案は、eメール、手紙、電話、FAXが活用でき、当社だけでなく国内外のすべての子会社およびお取引先から受け付けています。提案者については、不利益な取り扱いがないよう保護を図るとともに、匿名での提案も受け付けています。

また、より提案しやすい環境を整えるため、外部の弁護士事務所による窓口も設置するとともに、海外各地域には地域の提案窓口を設置しているほか、独自の提案窓口を設置している子会社もあります。

2022年度、「企業倫理改善提案窓口」（社外窓口を含む）への提案・相談は333件（当社に関するもの164件、子会社に関するもの160件、その他9件）でした。

窓口で提案された案件を調査した結果、懲戒処分となった件数は、2022年度では当社に関する案件で4件、子会社に関する案件で6件あり、そのうち当社に関する案件における懲戒解雇処分はありませんでした。なお、当社グループの贈収賄防止方針に違反しているという内容の提案はありませんでした。

また窓口の社内認知度向上に向け、イントラネットへの案内掲載、周知用カードの配布（全役職員を対象とし期間従業員・派遣労働者などを含む）、各職場での周知用ポスターの掲示などを行っています。これらのツールには通報者の保護を明記しています。このほか、全従業員を対象に年に1度行う「従業員活性化測定」で窓口の認知状況を定点観測し、認知率が低い部門にはさらなる周知強化を図っています。

贈収賄防止の取り組み

Hondaは、贈収賄行為を禁止しています。

「Honda行動規範」において、法令遵守を定めるとともに、「自立した 私企業として、政治（政治団体・政治家）や行政（官公庁・その職員）と健全な関係を保ち」「法令や社内規則に従い、政治や行政と健全に接するとともに、政治家や公務員に対して法令や社内規則で禁止されている金銭・物品や接待などの利益の提供を行いません」と定めています。また、「お取引先との間で社会通念を超えて、金銭・物品や接待などの利益を受領したり提供したりしません」と定めています。

上記に加えて、贈収賄に関する基本方針を定めた「Honda贈収賄防止方針」と、具体的な遵守・禁止事項を定めた「Honda贈収賄防止ガイドライン」も策定し、従業員向けのイントラネット上に掲示するとともに関連する啓発コンテンツを掲載しています。

Hondaでは、「Honda行動規範」の周知活動等を通じ、全従業員に対して贈収賄防止に関する啓発を行うとともに、海外赴任者や新任管理職に対しては、その職位や役割を踏まえた内容の研修を実施することで、さらなる贈収賄リスクの低減に努めています。なお、子会社においても、各社の状況に応じた研修プログラムを整備し、啓発に取り組んでいます。

5 ガバナンス

【コーポレートガバナンス】	111
【コンプライアンス】	124
【リスクマネジメント】	127

反競争的行為防止への取り組み

グローバルに事業展開するHondaは、日々の事業活動のなかで各国の競争法に違反しないよう細心の注意を払っています。

「Honda行動規範」においても、「競争法の遵守」として、「お客様と社会から信頼される企業であり続けるため、競合他社と自由で公正な競争を行う」こと、「競争法（独占禁止法）を遵守」することを定めています。

またHondaは、コンプライアンス強化の一環として、反競争的行為について、関係部門に対する個別研修を実施しているほか、海外赴任者向け研修や新認定管理職向けの研修でも、反競争的行為をテーマとしたプログラムを取り入れています。このほか、従業員向けのイントラネット上に反競争的行為に関する啓発コンテンツを掲載しています。

紛争鉱物規制への対応

米国の金融規制改革法（ドッド・フランク法）、およびそれを受けたSEC※1の紛争鉱物開示規制に関する最終規則において、「コンゴ民主共和国および周辺国産の紛争鉱物の購入・使用が武装勢力の資金源となり、紛争地域での人権侵害に関わっていない」ことを確認することが企業に対して義務付けられました。

Hondaは、紛争地域での武装勢力の資金源や人権侵害などの不正に関わる紛争鉱物を使用しない「コンフリクトフリー」をめざすことを方針としています。

「OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンスガイダンス」に定められた基準に従って調査を実施し、国内外の業界団体やサプライヤーと連携しながら、紛争鉱物問題の解決に向けて取り組んでいきます。

調査にあたり、一般社団法人日本自動車工業会においては、サプライヤー向けに調査帳票の記入マニュアルや調査結果を集計するためのツールを作成しています。

また、一般社団法人日本自動車部品工業会および一般社団法人電子情報技術産業協会などと連携し、定期的なワーキング活動を実施しながら効率的な調査方法の検討や調査結果の把握・解析を進めています。

北米においては、責任ある鉱物調達を推進する国際的な組織であるRMI※2と連携しながら、製錬・精錬業者に対しRMAP※3への参加を働きかけています。

サプライヤーとの間では、紛争鉱物への対応を含むサステナビリティに関する取り組み事項を記載した「Hondaサプライヤーサステナビリティガイドライン」を共有し、当ガイドラインに沿った調達を推進するとともに、一次サプライヤーには二次サプライヤーに対して同様に取り組んでいただくよう、働きかけています。

2013年から、全世界のサプライヤーを対象に紛争鉱物の使用状況調査を実施しています。2022年度は、7,000社を超えるサプライヤーから回答をいただき、その調査結果をSECに報告するとともに、Webサイトで公開しています（下記リンク参照）。

調査を通じて原産国に関係なく懸念のある鉱物であることが判明した場合は、サプライヤーと連携し適切な措置を講じていきます。また、回答内容に不備がある場合は、再調査を依頼するなど、調査の精度向上に努めています。

Hondaサプライヤーサステナビリティガイドライン

■ <https://www.honda.co.jp/sustainability/supply-chain/pdf/supplier-sustainability-guidelines.pdf>

IR資料室サイト内「Form SD/Conflict Minerals Report」

● <https://www.honda.co.jp/investors/library.html>

※1 SEC：Securities and Exchange Commission（米国証券取引委員会）の略。

※2 RMI：Responsible Minerals Initiative（責任ある鉱物イニシアチブ）の略。

※3 RMAP：Responsible Minerals Assurance Process（責任ある鉱物監査プロセス）の略。

5 ガバナンス

- 【コーポレートガバナンス】 111
- 【コンプライアンス】 124
- 【リスクマネジメント】 127

リスクマネジメント体制の整備

Hondaは、グループ子会社までを適用範囲として含む「Hondaグローバルリスクマネジメント規程」を制定しています。

この規程は、Hondaフィロソフィーに基づく企業の持続的成長や経営の安定化を図ることを目的とし、グローバルレベルで事業に影響のあるすべてのリスクを対象としています。

活動の推進にあたっては、取締役会で選出された全社リスクマネジメントオフィサーが中心となって、その仕組みづくりや定着に向けたフォローを実施しています。「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメントに関する重要事項の審議を行っています。

また、各組織は、規程の基本方針に基づいて、リスクマネジメント事務局を設置し、自立したリスクマネジメント体制を構築することで、自らの責任においてリスクマネジメント活動を推進しています。

主な取り組みとして、各組織では共通の手法を用いてリスクを特定・評価・対応する「リスクアセスメント活動」を行っています。

なお、危機が発生した際には、影響度に応じて「グローバル危機対策本部」を設置し、危機対応にあたっています。

リスクマネジメント委員会

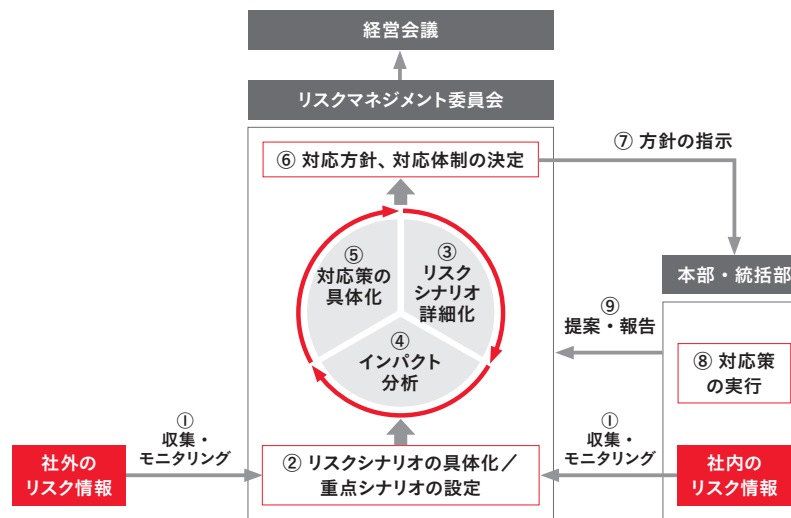
近年、業態を問わず企業を取り巻く事業環境は激しく変化しており、リスクの複雑性・不透明性が高まっているなか、実効性のあるリスクマネジメント活動が求められています。Hondaでは、全社横断的な観点で重要なリスクの特定、対応、モニタリングを行うため、全社リスクマネジメントオフィサーを委員長とした「リスクマネジメント委員会」を設置しています。

このリスクマネジメント委員会では、社内でのリスク認識のみならず、外部環境変化にともなう社外のリスクトレンドなどの情報を収集・モニタリングしています。これら社内外の情報からリスクシナリオを具体化し、Hondaの事業戦略も踏まえインパクト分析を実施しています。こうした客観的なリスク分析に基づき経営メンバーが議論することで、経営戦略と連鎖したHondaが取り組むべき全社横断的なリスクについて対応方針、対応体制を決定しています。

また、そのなかでもとくに事業戦略上重要なリスクは「全社重点リスク」として、定期的に対応状況の確認・議論などを行っています。

これらリスクマネジメント委員会での議論やモニタリング状況については、経営会議に適宜報告しています。

リスクマネジメント委員会



5 ガバナンス

【コーポレートガバナンス】 111

【コンプライアンス】 124

【リスクマネジメント】 127

リスクマネジメント委員会

2022年度も全社重点リスクを特定しており、特定した全社重点リスクは、主管部門を中心に対応を行うとともに、その進捗状況はリスクマネジメント委員会の場で確認、議論を行っています。

全社重点リスク

全社重点リスク項目	リスク観点
地政学的リスク	経済安全保障に関する政策および人権に関する法規の強化、国家間・地域紛争の発生等にもなう事業活動の遅延・停止
購買・調達リスク	取引先からの部品供給を受けられない場合、原材料および部品の価格が上昇した場合等の生産活動の遅延・停止
情報セキュリティリスク	サイバー攻撃等による重要な業務・サービスの停止および機密情報・個人情報等の漏洩
他社との業務提携・合併リスク	業務提携等における当事者間の業務上の不一致、利益や技術の流出、意思決定の遅れ
環境に関わるリスク	各国の気候変動に関する規制および燃費・排出規制の見直しにもなう対応費用等の発生
知的財産リスク	Hondaの知的財産権が侵害される、あるいは高額な賠償やライセンス料の支払い
自然災害等リスク	自然災害（地震、水害等）、感染症の拡大にもなう事業活動の遅延・停止
金融・経済リスク	経済動向・景気変動、あるいは為替変動による事業影響
ブランドイメージに関するリスク	ブランドイメージの棄損にもなう事業影響

リスクアセスメント活動

Hondaでは、グローバルでリスクアセスメント活動を展開しています。この活動は、事業を取り巻く潜在リスクを予見し、事前に対応を行うことでリスクを極小化することが目的です。

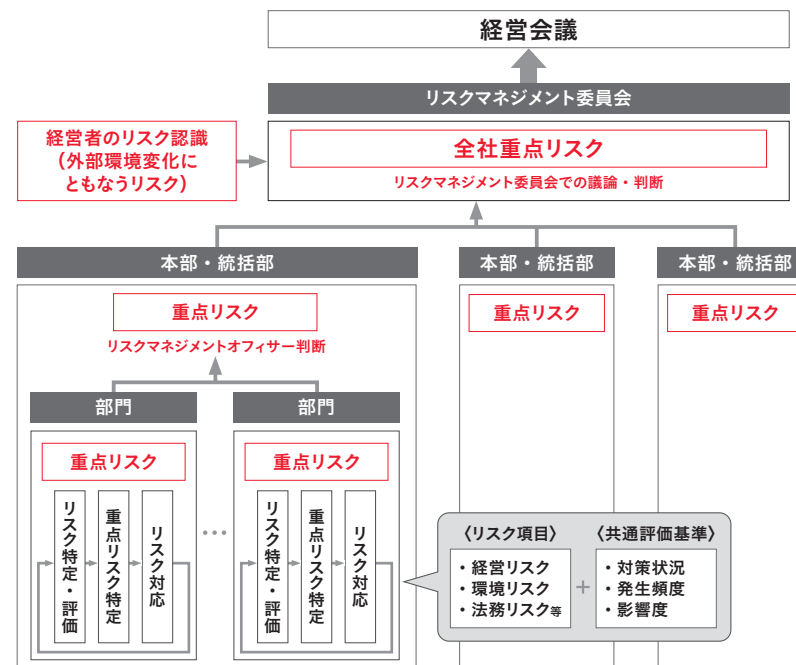
各部門では年1回、グループ共通のリスク項目、評価基準に基づきリスク評価を行い「部門重点リスク」を特定しています。

各本部・統括部では、各部門のリスク評価結果をベースに議論を重ね、本部・統括部リスクマネジメントオフィサーの判断のもと「本部・統括部重点リスク」を特定し対応を行っています。

また、これらの本部・統括部のリスク認識に基づく「本部・統括部重点リスク」の状況は、リスクマネジメント委員会に報告しており、社内外のリスクトレンドも踏まえ「全社重点リスク」の特定・対応を行っています。

こうした活動を通じ、各本部・統括部内でのリスクマネジメント活動を定着させ、グループ全体のリスク低減を図るとともに、従業員一人ひとりのリスク意識向上につなげていきます。

リスクアセスメント取り組み図



5 ガバナンス

- 【コーポレートガバナンス】 111
- 【コンプライアンス】 124
- 【リスクマネジメント】 127

危機対応

Hondaでは、危機の兆候を監視・報告するリスクセンシング活動を行い、Hondaに影響を及ぼす可能性のある危機情報を広く収集するとともに、危機が顕在化した場合に備えた情報連携体制を構築しています。

また、危機発生時には、危機の影響に応じてグローバル危機対策本部を立ちあげ、事態の拡大防止と早期収束を図る体制を整備しています。

Hondaのグローバル危機対策本部の活動では、過去に経験した危機事象等への取り組みを踏まえて、機能強化に努めています。

日常から各対応班との情報連携を図るとともに、危機対応活動の検証として危機対策本部訓練を定期的に行っています。これまで、首都直下地震や南海トラフ地震を想定した訓練を開催し、複数拠点にまたがって危機対応を行うケースや、危機対応における基本行動の再確認（各班の連携確認）を行いました。

防災訓練においても、人命の安全確保、安否確認に加え、BCP※の観点から、ビジネスに対する影響の早期把握を目的とした情報連携訓練に、継続して取り組んでいます。

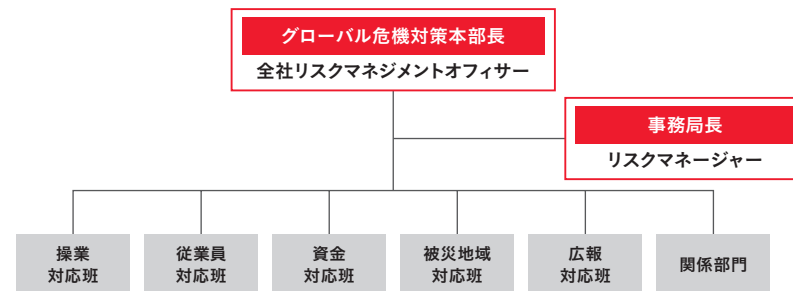
直近の危機対応事例では、新型コロナウイルスへの対応として、Hondaでもグローバル危機対策本部を立ちあげ、全社横断的な対応を推進しました。

新型コロナウイルス感染症に対しては、社会経済活動を再開する動きが加速しており、当社グループにおいても生産・開発・購買・営業などの事業活動の正常化が進んでいます。

今後も生産・開発・購買・営業などの事業体質の強化を図るとともに、感染症が再び拡大した場合は、お客様、お取引先および従業員をはじめとするステークホルダーの安全を最優先にしつつ、事業継続の観点から事業、業績への悪影響を最小化するための対応を行っていきます。

なお、半導体部品の供給課題については、Hondaにおいてもお取引先と連携し影響を最小化するために全社横断的な対応を推進しています。

グローバル危機対策本部体制図



※ BCP: Business Continuity Plan (事業継続計画) の略。

5 ガバナンス

【コーポレートガバナンス】 111

【コンプライアンス】 124

【リスクマネジメント】 127

情報管理

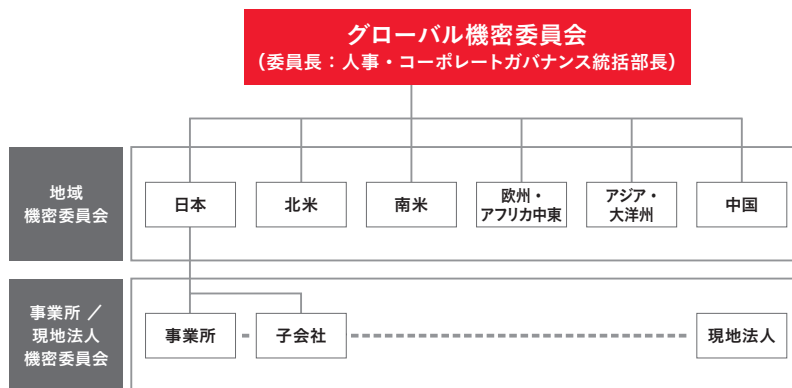
Hondaは、機密情報や個人情報などの情報資産を保護することを目的に、グループ子会社までを適用範囲とした「Global Confidentiality Policy」「Global IT Security Policy」を制定し、組織的な対応体制、機密情報や個人情報を取り扱うにあたってのグローバル共通の遵守事項、情報システムやネットワークにおけるセキュリティ基準、情報漏えい発生時のレポートラインなどを規定しています。

これらポリシーを効果的に運用するとともに、情報流などの変化に対してタイムリーに対応するために人事・コーポレートガバナンス統括部長を委員長とした「グローバル機密委員会」を設置しています。

グローバル機密委員会ではグローバル共通の中期方針および年度の活動計画を決定し、その計画に基づき「各地域機密委員会」が中心となって、個人情報を含む機密情報など、Hondaの事業活動において発生する情報を安全に取り扱うための活動を推進しています。

また日々、巧妙化・複雑化しているサイバー攻撃に対しては、情報セキュリティの継続的な強化活動に加え、日々モニタリングを行いながら、対処が必要な事象に対しては即座に対応できる体制を整備しています。

グローバル情報管理体制図



個人情報の保護

Hondaは個人情報保護の重要性を認識し、お客様情報を最優先で保護することを社会的責務として捉えています。Hondaが適正に個人情報を取り扱うためにグループ子会社までを適用範囲とした「Global Privacy Policy」を制定し、グローバル共通で遵守すべき事項や推進体制を定め、運用しています。

個人情報を取り扱う部門では管理責任者、管理者を設置し、教育を実施するとともに、保有している個人情報の管理方法や委託先での管理状況などを各事業所・各社の機密委員会へ届出を行うこととしています。届出内容を最新の状態に保つため、全部門を対象に年1回以上、棚卸を実施しています。また、お客様情報が含まれる情報システムに対しては、より厳格なセキュリティ基準を設定するとともに、定期的にセキュリティ対策の実施状況を確認することとしています。

近年、加速度的に整備されつつある各国の個人情報保護規制に対しては、グローバル機密委員会と各地域機密委員会との連携体制を構築し、動向を注視しながら漏れない着実な対応を行っています。

また、Hondaは、社会課題の解決やお客様により良い製品・サービスを提供するためにデータの利活用を行っています。適切なデータの取り扱いおよび関連リスクの低減ならびにデータ利活用の促進を図ることを目的として「データ利活用リスクマネジメントガイドライン」を制定するとともに、知的財産・法務統括部長を決裁者とした「データ利活用リスク判断会」を設置し、データの収集・蓄積管理・利活用に対する各専門領域観点からのリスク対応状況の審議および実施可否の決裁を行っています。

なお、個人情報の漏えいや開示等の請求があった場合は、各国法規に則り、すみやかに対応する体制を整備しています。2022年度は個人情報の重大な紛失・漏えいの発生、および顧客プライバシーに関する重大な苦情はありませんでした。

5 ガバナンス

【コーポレートガバナンス】
..... 111

【コンプライアンス】 124

【リスクマネジメント】 127

情報管理

製品サイバーセキュリティ

日米で活動が開始されている自動車のサイバーセキュリティに関する情報を共有・分析するAuto-ISAC※に参加し、業界内で検知した事案の情報を収集しています。

さらに、自社でも関連法規および規格や業界標準を含め、独自の情報を入手しています。これらを自社の対応に活かすことにより、製品の安全・安心の確保に向けた活動を積極的に推進しています。

また、推進体制であるサイバーセキュリティ委員会について、関係部門横断での意思決定と実行のさらなる迅速化に向け、経営メンバーとの連携を強化する等の改組を行いました。本委員会の活動を通じ、引き続きお客様に提供する製品の安全・安心の確保を図っていきます。

※ Auto-ISAC : Automotive Information Sharing & Analysis Center (自動車情報共有・分析センター) の略。